

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成9年兵庫県告示第444号（個人情報保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部改正（文書課）	1
○平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正（文書課）	1
○平成16年兵庫県告示第476号の4（公舎管理規則に基づく公舎1平方メートル当たりの入居料の基準額等）の一部（管財課）	2
○都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	2
○同 上（同）	2
○同 上（同）	2
○同 上（同）	2
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
病院局管理規程	
○病院局組織規程の一部を改正する管理規程	6
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	7
○病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	9

告 示

兵庫県告示第403号

平成9年兵庫県告示第444号（個人情報保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「公益社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人ひょうご農林機構」に改める。



兵庫県告示第404号

平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「公益社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人ひょうご農林機構」に改める。

~~~~~

**兵庫県告示第404号の2**

平成16年兵庫県告示第476号の4（公舎管理規則に基づく公舎1平方メートル当たりの入居料の基準額等）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1の表に備考として次のように加える。

備考 ただし、東京公舎は、55平方メートル未満は498円、55平方メートル以上70平方メートル未満は622円とする。

~~~~~

兵庫県告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町

~~~~~

**兵庫県告示第406号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町

~~~~~

兵庫県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町

~~~~~

**兵庫県告示第408号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町



**兵庫県告示第409号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
尼崎市、川西市及び猪名川町



**兵庫県告示第410号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町及び多可町



**兵庫県告示第411号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町及び播磨町



**兵庫県告示第412号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町及び播磨町



**兵庫県告示第413号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町及び播磨町



**兵庫県告示第414号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
加古川市、三木市、高砂市及び加西市



**兵庫県告示第415号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町、太子町、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市及び佐用町



**兵庫県告示第416号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町及び太子町



**兵庫県告示第417号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町及び太子町



**兵庫県告示第418号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町及び太子町



**兵庫県告示第419号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
相生市、赤穂市及び上郡町



**兵庫県告示第420号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域

たつの市及び福崎町



**兵庫県告示第421号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - 豊岡市、新温泉町、香美町、養父市及び朝来市



**兵庫県告示第422号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - 丹波篠山市及び丹波市



**兵庫県告示第423号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - 南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - 洲本市、淡路市及び南あわじ市

**病院局管理規程**

病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

**兵庫県病院局管理規程第3号**

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の表県立尼崎総合医療センターの款総務部の項中「給与管理課 業務支援課」を「給与管理課」に改め、同表県立加古川医療センターの款中

「

|     |  |
|-----|--|
| 診療部 |  |
|-----|--|

」

を

「

|     |       |
|-----|-------|
| 診療部 | 臨床工学課 |
|-----|-------|

」

に改め、同表県立ひょうごこころの医療センターの款中

「

|     |  |
|-----|--|
| 診療部 |  |
|-----|--|

」

を

「

|     |     |
|-----|-----|
| 診療部 | 心理室 |
|-----|-----|

」

に改め、同款地域ケア部の項中「地域ケア課」を「リハビリテーション課」に改める。

第34条の表栄養指導専門員の項の次に次のように加える。

|         |      |                          |
|---------|------|--------------------------|
| 医療情報専門員 | 県立病院 | 上司の命を受け、医療情報に関する業務を処理する。 |
|---------|------|--------------------------|

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。



病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第4号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第32条の3第1項第1号中、「公益社団法人日本麻酔科学会」を「公益社団法人日本麻酔科学会又は一般社団法人日本専門医機構」に改める。

附則第11項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の12」に改める。

別表第8本庁の項中

「主任  
職員」

を

「主任」

に改め、

「技術専門員  
工事検査専門員」

を

「専門員」  
に改め、  
「主任技術専門員  
主任工事検査専門員」  
を  
「主任専門員」  
に改め、同表県立病院又は附属診療所の項中  
「薬剤部長  
薬剤部次長  
課長  
課長補佐  
精神保健福祉専門員  
電気技術専門員  
医事指導専門員  
栄養指導専門員  
主任放射線技師  
主任検査技師  
主任理学療法士  
主任作業療法士  
主任言語聴覚士」

を  
「薬剤部次長  
課長  
課長補佐  
専門員  
主任技師」  
に改め、  
「放射線技師長  
放射線技術部長  
検査技師長  
主任精神保健福祉専門員」

を  
「技師長  
技術部長  
主任専門員」

に改め、  
「管理局長  
部長  
薬剤部長  
放射線技師長  
放射線技術部長  
検査技師長」

を  
「部長  
薬剤部長  
技師長  
技術部長」

に改める。

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第32条の3第1項第1号の改正規定は令和2年



4月1日から適用する。



病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

#### 兵庫県病院局管理規程第5号

##### 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 雑則（第28条の2—第30条）」

を

「第5章 在宅勤務（第29条）」

第6章 雑則（第30条—第32条）」

に改める。

第20条の2第1項中「の各号」を削り、「正規の勤務時間の」右に「始め又は」を加え、「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「会計年度任用職員」に改める。

第30条を第32条とし、第29条を第31条とし、第28条の2を第30条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

##### 第5章 在宅勤務

第29条 職員は、あらかじめ管理者の承認を受けて、在宅勤務（自宅その他これに準ずるものとして管理者が定める場所における勤務をいう。次項において同じ。）をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、同項の承認の手続その他在宅勤務に関して必要な事項は、管理者が定める。

附則第7項及び第8項中、「令和3年12月31日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。